

東京地裁民事執行センターからのお知らせ

相手方(債務者)がお金を払ってくれません。どうすればいいでしょうか？

債務名義を持っていますか？

債務名義とは？

債務名義

を取得したい。
⇒4ページ

持っています。

債務者がどんな財産を持っているか知っていますか？

知っています。

強制執行

とは？
⇒4ページ

分かりません。

相手方(債務者)の財産が分からない場合、裁判所の手続として、

① 財産開示手続 と ② 第三者からの情報取得手続
があります。⇒2, 3ページをご覧ください。

※②の申立ては令和2年4月1日から(不動産に関する情報は時期未定)

東京地方裁判所民事執行センター (民事第21部)

東京都目黒区目黒本町 2-26-14 (最寄駅 東急東横線学芸大学駅)

東京地方裁判所民事執行センターは、土地・建物のある場所や相手方(債務者)の住所が東京都の23区内と島にある①不動産執行(3階)、②債権執行(2階)、③財産開示手続(1階)、④第三者からの情報取得手続(1階)を専門的に扱う部署です。

※ 学芸大学駅で民事執行センターまでの地図を配っています。

※ 4ページに民事執行センターからのお知らせが載っています。

R02・02・13版

債務者の 財産調査 の流れ

債務名義に記載されたあなたの金銭の請求権は何ですか？

①養育費など(※1)
②人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権(※2)

③貸金など(※3)

入手できる財産情報は、請求権によって違います。

手に入れたい財産の情報は何か？

給料の支給者

土地・建物の所在地

預金・貯金口座、
上場株式など

情報取得手続の申立てには、財産開示手続を行っている必要があります。

財産開示手続⇒3ページ

※ 令和2年4月1日から改正

(新制度)第三者からの情報取得手続⇒3ページ

※ 申立てができるのは令和2年4月1日以降(不動産に関する情報の申立ては時期未定)

見つかった財産に対し強制執行手続⇒4ページ

【用語メモ】

※1 養育費など：①夫婦間の協力扶助義務（民法 752）、②婚姻費用分担義務（民法 760）、③子の監護費用分担義務（民法 766 等）、④扶養義務（民法 877～880）

※2 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権：物損を除く交通事故の損害賠償請求権など

(注) 債務名義の文言上「人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権」であることが明らかである必要があります。

※3 貸金など：上記1、2以外の請求権一般

第三者からの情報取得手続（新設）

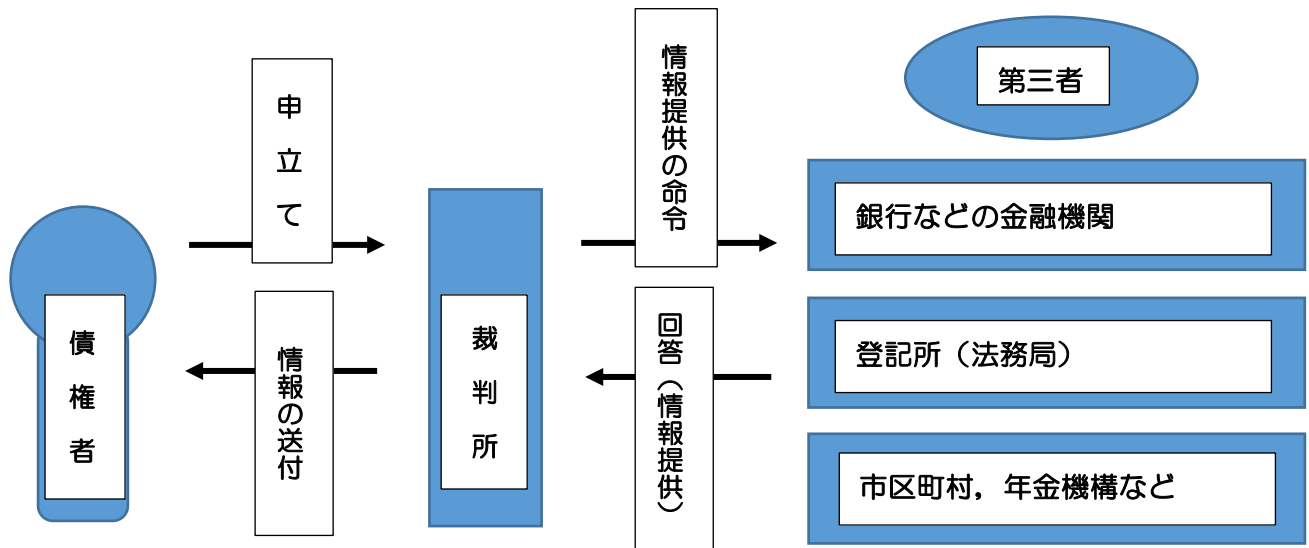
※ 申立てできるのは令和2年4月1日以降（不動産に関する情報は時期未定）

1 次の3種類の情報を取得する手続です。

- ① 預金貯金債権や上場株式、国債等に関する口座等の情報は、金融機関（銀行、信金、農協、証券会社等）から入手
- ② 給料の支給者に関する情報は、市区町村、日本年金機構等から入手
- ③ 土地・建物に関する情報は、登記所（法務局）から入手⇒施行日未定

2 申立てには債務名義などが必要です。

3 種類が違う情報を取得する場合は、種類ごとに申立書を作成してください。



財産開示手続（改正）

※ 令和2年4月1日から改正

- 1 債務者を財産開示期日に呼び出し、所有する財産を述べさせる（開示させる）手続です。
- 2 法改正により債務名義の制限が解除され、仮執行宣言付き支払督促や公正証書でも申立てができるようになりました（改正）。
- 3 申立てには債務名義などが必要です。
- 4 債務者が財産開示期日に出頭しなかったり、自分の財産について嘘を言った場合は刑事罰が科されることがあります（改正）。

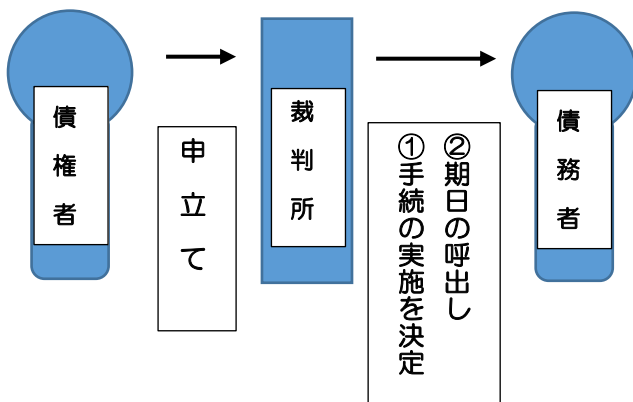
財産開示期日（非公開）

○債務者

- ・期日に出頭し、自分の財産について陳述しなければならない。

○債権者

- ・期日に出頭できる（出頭するかどうかは任意です。）。
- ・債務者に質問できる。



債務名義とは？

- 1 「債務名義」とは、判決、支払督促、調停調書、公正証書など、あなたが相手方(債務者)に請求できる権利(請求権)があることを認める書類です。
- 2 債務名義を得るには、簡易裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、公証人役場で手続をとる必要があります(簡易裁判所について、最高裁のパンフレットがあります。)
- 3 裁判所の手続は、債務者の住所を扱う(管轄する)裁判所など、裁判所法、民事訴訟法などが定める裁判所に申し立てる必要があります。

強制執行とは？

- 1 強制執行とは、裁判所の手続を通して、相手方(債務者)の
 - ①預貯金、給料などの債権(債権執行)、
 - ②土地・建物(不動産執行)、
 - ③宝石、高級時計などの動産(動産執行)を売るなどして、お金を取り戻す方法です(執行について、最高裁のパンフレットがあります。)
- 2 強制執行の申立てには、債務名義の「正本」が必要です。
- 3 強制執行の申立てには、2のほかに、債務名義が債務者に送られていることの証明(「送達証明」)、債務名義の種類によっては、強制執行できることを証明する「執行文」が必要です。
「執行文」と「送達証明書」は、債務名義を作成した裁判所、公証人役場に申し出てください。
- 4 ①債権執行は、相手方(債務者)の住所を扱う地方裁判所(支部)に、②不動産執行は、不動産のある場所を扱う地方裁判所(支部)に、③動産執行は、動産のある場所を扱う地方裁判所(支部)の執行官室に、それぞれ申し立てる必要があります。

民事執行センターからのお知らせ

- 1 東京都目黒区にある「東京地方裁判所民事執行センター(民事第21部)」は、土地・建物のある場所や相手方(債務者)の住所が東京都の23区内と島にある「不動産執行(3階)」、「債権執行(2階)」、「財産開示手続(1階)」と「第三者からの情報取得手続(1階)」を専門的に扱う部署です。
執行できるのは債務者が所有するものに限られます(家族の所有するものは執行できません。)

(注)

- ・ 民事執行法・同規則の改正は、令和2年4月1日に施行されます。第三者からの情報取得手続は、同日より前には申し立てできません。また、不動産に関する情報取得手続の施行時期は未定です。
 - ・ 「総合案内係」は「執行手続案内係」に係名を変更しました。
- 2 東京都の23区内と島にある建物の明渡しや動産の執行は、霞が関にある東京地方裁判所の執行官室で扱っています。
 - 3 訴え(訴訟手続)や仮差押え(保全手続)は、霞が関にある東京地方裁判所が扱っています。
 - 4 離婚や相続(放棄)など家庭内のトラブルは家庭裁判所が扱っています。
 - 5 東京地裁のHP「インフォメーション21」には、強制執行に必要な書式などを掲載しています。検索サイトで「インフォメーション21」と検索してください。
裁判所によっては書式の一部が違う場合がありますので、東京地裁以外に申立てをする場合は、その裁判所に確認してください。